

春監公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき令和6年8月支払分に係る例月支出命令書等監査の結果（令和6年10月2日付け春監公表第13号）に関し措置を講じた旨の通知があったため、同項並びに春日市監査基準（令和2年3月監査委員告示第2号）第24条第2項及び第4項の規定により当該措置の内容を公表する。

令和6年11月5日

春日市監査委員 松尾英二  
同 原克巳

## 例月支出命令書等監査（令和6年8月支払分）に関する措置状況報告

### 1 都市整備部下水道課（施設担当）

監査の結果	措置の内容
<p>惣利地区公民館増築に伴う雨水管他付替工事に係る工事請負費の支払において、請求書に記載している振込口座とは異なる口座に振込みを行っている。</p>	<p>請求書記載の振込口座とは異なる口座に振込んだことを債権者に確認したところ、問題ないとのことでした。</p> <p>今後、財務会計システムで支出命令を起票する際、債権者の登録口座が複数あるときは、1番目の口座が表示される事に注意するとともに、請求書記載の振込口座の確認を複数回行うよう改善します。</p>